

平成23年度 8月 日  
平成22年(ネ)第805号 ボランティア基金返還請求等控訴事件  
大阪高等裁判所 第11民事部口係

## 陳 述 書

氏 名 印  
住所

先般の職権による和解案ならびに、1審判決に対して、ご意見申し上げます。

### 1. エンジェルズへの疑惑をもった経緯

2006年9月、広島ドッグパークでの惨状に心を痛め、少額ではあるが金1万円をアークエンジェルズ指定口座へ振込んだ。

その後、彼らの動物愛護への姿勢を救助活動の中でさまざまな疑念がわき、さらに支援金の総額をごまかして発表していたり、調査囑託の結果、滞納公共料金の支払いに充てていたり、医療費と言いながらほとんど医療費に使わない、そして毎晩酒盛りをするなどの、私的流用としか見えない支援金の使い方に「動物愛護団体にあるまじき詐欺犯罪団体であるのでは？」と疑念が大きく心を占めるようになった。多分、私以外にも大多数の市民がそう感じていたと思う。それを証明するように、ネット上での私たち同様の世論の高まりは非常に大きいものであった。

### 2. 訴えを起こした理由

テレビでも疑惑としてたびたび報道され、それらを受け、そしてその批判をかわす為か『(2007年)1月9日から1月25日まで組み戻しをお受けさせていただきます。(注意)9日以前の受付は未対応です。受付期間内に再度申し込みください。』

というアークエンジェルズ公式ホームページにアナウメントがあった。

それに基づき私は9日に組み戻しの手続きをすませたのだが、なんら手続き上の手違いや、問題があったわけでもないのに、組み戻しはなされず、銀行に問い合わせた所「アークエンジェルズからは組み戻し拒否」との回答を受けた。

こちらからのアークエンジェルズへのメールでの問い合わせに対し彼らは『期限について、法的な拘束力は無いが、返還も義務ではない』

などという詭弁の元、未だに返還せず、5年の月日が経ち現在に至っている。

### 3. 結語

支援金返還＝組戻は、エンジェルズの公式ホームページでの公式な声明にもかかわらず、守られることはなかった。

そして公の約束事さえ守らず、林俊彦・川端加津子夫婦は、現在でも未だに『可哀相な動物救済』の美名のもと、寄付を募り続け、動物を愛する人々の心を手玉に取り、のうのうと活動をしている。

このように、5年間もの間、不当に返還を拒否され続けているものを、返してもらおうとすら認められないとはどういうことであろうか。法的に見ても返還要求にこたえたと、林筋が明言している以上、だれがみても返還されてしかるべき事案である。

私に返還を拒否される落ち度は全くないというのに、この5年間という精神的苦痛、労力を強いられるのはいったいどういうわけであろうか。

以上「小さな命を救っている」という言葉に迷わされることなく、彼らを断罪して頂きたく、これを最終意見陳述書と致します。